

11月の第3日曜日
うさ教育・家庭・読書の日



オオサンショウウオのサンちゃん

宇佐市教育振興基本計画



はじめに

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる教育環境の整備に努めております。

この度、平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、国の第2期「教育振興基本計画」、また「第二次宇佐市総合計画前期基本計画」の第5章「個性豊かな人材と文化を育むまち」に掲げる教育部門に沿った形で計画し、基本的な施策から枝分かれし、より具体的な施策へと体系化しているものであります。

特に本計画の特色としましては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次代を担う子どもたちが心豊かに、社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示しております。

また、計画の策定にあたり、大学教授、市議会議員、社会教育関係者、学校教育関係者、教育委員等からなる検討委員会を設置し、幅広い分野からの視点に立って御審議いただくとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からの御意見を公募するなど、多様化する市民ニーズの把握にも努めたうえで策定したところであります。

今後、本計画に基づいて、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましても、引き続き宇佐市の教育への御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり熱心な御審議を賜りました委員並びに関係各位、そしてパブリックコメント等で貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

宇佐市教育委員会

目 次

第1章 宇佐市教育振興基本計画の策定にあたって

1 宇佐市教育振興基本計画の策定の背景と趣旨	2
2 宇佐市教育振興基本計画の位置付けと特徴	3

第2章 宇佐市が目指す教育について

1 宇佐市が目指すこれからの教育	5
------------------	---

第3章 今後10か年で重点的に取り組む施策

「3つのビジョン」「10の取組の方向」「30の重点施策」施策体系図

教育委員会の充実	
重点施策1 教育委員会の活性化	8
就学前教育	
重点施策2 幼児教育の充実	10
義務教育	
重点施策3 安全・安心な学校づくり	12
重点施策4 学校施設・設備の充実	15
重点施策5 教育内容の充実	17
重点施策6 学習環境の整備・充実	25
重点施策7 地域に開かれた学校づくり	28
重点施策8 学校給食の充実	30
特別支援教育	
重点施策9 特別なニーズに対応した教育の推進	32
重点施策10 特別支援教育環境の充実	34
高等学校教育	
重点施策11 小中高連携教育の充実	36
重点施策12 奨学制度による支援	37
生涯学習	
重点施策13 生涯学習施設・設備の充実	38
重点施策14 生涯学習活動機会の拡充	40
重点施策15 図書館サービスの充実	42
重点施策16 読書活動の推進	44



青少年育成

重点施策17 青少年育成関係組織・体制の充実	46
重点施策18 健全な社会環境づくり	48
重点施策19 地域「協育力」向上支援の充実	50
重点施策20 家庭教育支援の充実	52

人権教育・啓発

重点施策21 人権尊重社会の推進	54
重点施策22 人権総合対策の推進	57

スポーツ

重点施策23 スポーツ推進計画の推進	59
重点施策24 スポーツ施設・設備の充実	62
重点施策25 スポーツ活動機会の拡充	65

文化財

重点施策26 文化財の調査と保護	68
重点施策27 文化財の整備と活用	70
重点施策28 郷土資料の収集と保存	72
重点施策29 伝統文化の保存と継承	74
重点施策30 文化財愛護の啓発と普及	76

第4章 計画の推進にあたって

1 市長事務部局との連携・協力	79
2 新たに検討が必要となる事項への対応	79
3 進捗管理	79

資料編

1 教育基本法	81
2 宇佐市教育振興基本計画検討会開催要綱	83
3 宇佐市教育振興基本計画検討会委員	84
4 宇佐市教育振興基本計画策定スケジュール	85
5 関連データ	86
6 宇佐市立幼・小・中学校配置図	89
7 意見募集の結果	90

第1章

宇佐市教育振興基本計画の策定にあたって



1 宇佐市教育振興基本計画の策定の背景と趣旨

(1) 国として

世界は、グローバル化が急速に進展し、人・物・金・情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化・競争の中にあります。そのような中、日本は、平成17年をピークに人口減少に転じ、生産年齢人口の減少など人口構造も大きく変化し、さらなる少子・高齢化が見込まれる危機的な状況にあります。また、東日本大震災の発生は、一層この状況を顕在化・加速化させました。

これらの危機を乗り越え、持続可能な社会の実現のため、今後、我が国が求められているものは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」の3つの理念に向けた生涯学習社会を構築することです。そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体が今後一層発展するための基盤となるものであります。

そのため、国は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき平成25年6月14日付けで、第2期の「教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度から平成29年度の5年間）の策定をしました。

(2) 県として

大分県教育委員会では、平成19年度からの全国学力・学習状況調査や平成20年度からの全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえ、平成24年3月「新大分県総合教育計画（改訂版）」（適用期間：平成24年度から平成27年度の4年間）を策定しました。

また、平成24年11月に学校の教育目標達成に向けて組織的に取り組む「『芯の通った学校組織』推進プラン」を策定しました。

(3) 市として

宇佐市教育委員会では、『地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない』とされる教育基本法第17条第2項に基づき、平成27年3月に「宇佐市教育振興基本計画」を策定しました。

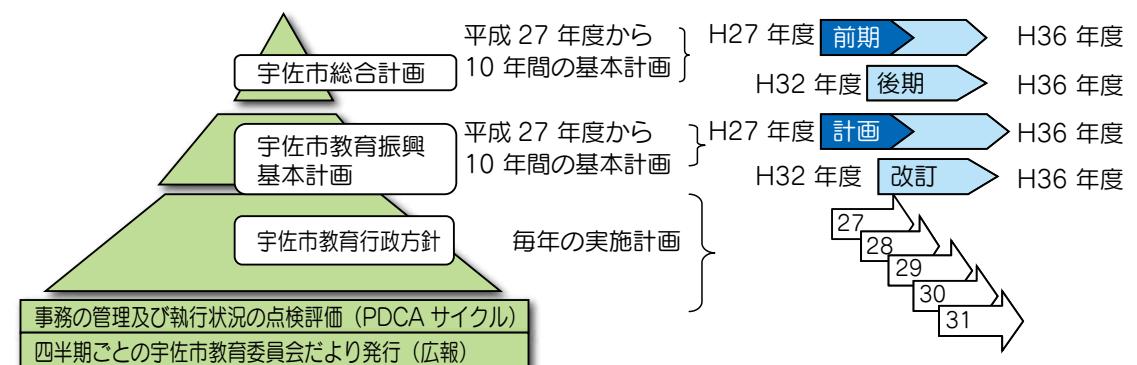
その計画は、国の第2期の「教育振興基本計画」、県の「新大分県総合教育計画（改訂版）」を踏まえ、平成27年度からの10年間の教育の振興のための基本計画（5年後改訂）を定めております。

2 宇佐市教育振興基本計画の位置付けと特徴

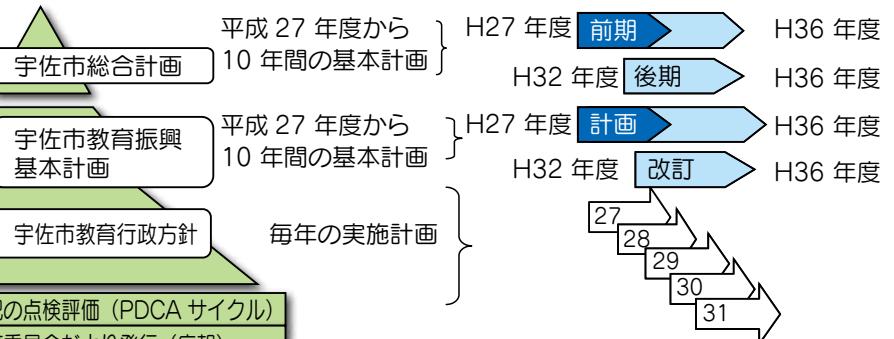
(1) 計画の位置付け

この計画は、「第二次宇佐市総合計画前期基本計画」第5章「個性豊かな人材と文化を育むまち」に掲げる教育部門に沿った形での平成27年度から10年間の基本計画となっております。

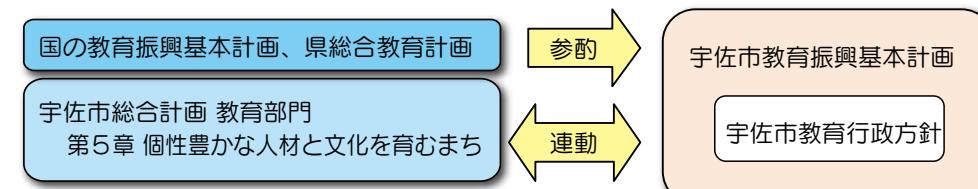
【全体構成図】



【計画の期間と改訂】



【宇佐市教育振興基本計画の位置づけ】



(2) 計画の特徴

この計画は、宇佐市が目指す教育を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらに取組に基づいた「30の重点施策」を体系的に整理しております。

「3つのビジョン」の一つ目は、生涯にわたる学習の基礎となる自ら学び、考え、行動する力などを確実に育てる「社会を生き抜く力の養成」、二つ目は、誰もがアクセスできる多様な学習機会の確保を図る「学びのセーフティネットの構築」、そして三つ目は、学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し、相互に支え合うための環境整備を図る「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を宇佐市の独自のビジョンとしました。

「10の取組の方向」としては、宇佐市総合計画に沿った形としており、取組の方向に基づいた「30の重点施策」に枝分かれしております。

「30の重点施策」については、「施策の方針」「現状と課題」「重点取組」「施策とその指標」で構成しており、「現状と課題」では、昨今の教育をめぐる現状などをできるだけ詳細に説明し、その課題解決策として「施策の方針」と「重点取組」を示しております。また、「施策とその指標」では、各施策の目指す姿を明確にしております。

2

第2章 宇佐市が目指す教育について

1 宇佐市が目指すこれからの教育

●宇佐らしい教育の推進

私たちのまちは、豊かな自然と宇佐神宮をはじめ、石橋群や鎧絵など豊富な歴史・文化の薫るまちです。このような恵まれた環境の中で、子どもたちや市民が歴史、文化遺産に誇りを持ち、生涯にわたり共に学びあえる学習機会の充実を図ります。そして、子どもたちや市民が「ふるさと宇佐」を愛し、誇りと自信をもって国際社会に向けて羽ばたいていける人材（人財）の育成を目指します。

●宇佐で学び、宇佐に誇りを持つ

・ふるさと教育の推進

各地域の特性を活かし、総合的な学習の時間等を活用し、「ふるさと宇佐」の良さに気付き誇りを持てる人材の育成など、ふるさと教育の推進に努めます。

・文化の伝承、戦争遺跡を活かした平和学習

ふるさとに残る文化財や古くからの慣習、風俗、伝説、技術や知識などを受け継いで後世に伝えるとともに、戦争遺跡を通じて平和を考え、平和の尊さを学びます。

・親子で読書習慣活動の推進

毎年11月の第3日曜日を「うさ教育・家庭・読書の日」として提唱し、教育委員会、学校、家庭での読書活動等の推進により、親子の絆を深め、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に一体的に取り組みます。

・ふるさと給食の継続

平成16年度から始めたふるさと給食では、毎月1回「ふるさと給食の日」を定め、地元産品（米、小麦、ねぎ類、大豆など）を取り入れた安全で安心な食材で、地産地消の推進を図るとともに、学校で児童の育てた野菜も使用し、食育推進に取り組みます。

第3章 今後10か年で重点的に取り組む施策

3

「3つのビジョン」「10の取組の方向」「30の重点施策」施策体系図

「宇佐市が目指す教育」を実現していくための
「3つのビジョン」と「10の取組の方向」

「取組の方向」に基づく
「30の重点施策」



教育委員会の充実

就学前教育

義務教育

特別支援教育

高等学校教育

生涯学習

青少年育成

人権教育・啓発

スポーツ

文化財

1 教育委員会の活性化

2 幼児教育の充実

3 安全・安心な学校づくり

4 学校施設・設備の充実

5 教育内容の充実

6 学習環境の整備・充実

7 地域に開かれた学校づくり

8 学校給食の充実

9 特別なニーズに対応した教育の推進

10 特別支援教育環境の充実

11 小中高連携教育の充実

12 奨学制度による支援

13 生涯学習施設・設備の充実

14 生涯学習活動機会の拡充

15 図書館サービスの充実

16 読書活動の推進

17 青少年育成関係組織・体制の充実

18 健全な社会環境づくり

19 地域「協育力」向上支援の充実

20 家庭教育支援の充実

21 人権尊重社会の推進

22 人権総合対策の推進

23 スポーツ推進計画の推進

24 スポーツ施設・設備の充実

25 スポーツ活動機会の拡充

26 文化財の調査と保護

27 文化財の整備と活用

28 郷土資料の収集と保存

29 伝統文化の保存と継承

30 文化財愛護の啓発と普及



**重点施策
1**

教育委員会の活性化



管 理 課

～施策の方針～

- 教育委員会の運営の改善に努め、教育委員会の活性化を図るとともに信頼される教育委員会づくりに努めます。
- 教育行政に臨む基本姿勢を明らかにし、地域住民の意向を十分に反映するため、教育委員会の基本方針等を策定し、地域住民に分かりやすく伝えていきます。
- 毎年 11 月の第3日曜日を「うさ教育・家庭・読書の日」として提唱し、教育委員会、学校、家庭などで読書活動等の推進を中心に、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に一体的に取り組みます。

現状と課題

● 教育委員会の活性化を図る

教育委員会の活性化を図るため、事業の企画立案に教育委員の考え方より反映できるように、市長と教育委員との意見交換を行い、教育委員の研修の機会を増やし、定例教育委員会後に教育の様々な問題に対して協議してきました。しかし、平成 27 年 4 月から教育委員会制度が約 60 年ぶりに大きく見直されることになりました。改正内容は、教育委員長と教育長を一体化した「新教育長」の新設、教育行政に対する市長の権限強化などがあげられます。そのため、市長との連携の強化を行い、さらなる教育委員会の活性化が求められます。

● 開かれた教育委員会を目指す

開かれた教育委員会を目指して、教育委員会の会議録の公表や教育委員会の組織や運営などを、広報誌やホームページなどを通して、広く市民への情報の提供に努めることが必要です。

特に、『大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり』を目指している宇佐市教育委員会にとって、人々がいつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる教育環境整備を図ることが課題になっています。そのため児童生徒、保護者、地域住民、教職員の意向を十分に把握した上で、教育委員会の「教育振興基本計画」を策定し、毎年の「宇佐市教育行政方針」、年4回の「宇佐市教育委員会便り」を発行するなど、市民に対して情報提供をすることが必要になります。

● 11 月の第3日曜日を「うさ教育・家庭・読書の日」に

教育委員会では、平成 25 年 10 月 22 日の定例教育委員会の中で、毎年 11 月の第3日曜日を「うさ教育・家庭・読書の日」*1として制定しました。近年、少子高齢化の進行や情報化の著しい進展など、子どもたちを取り巻く環境がめまぐらしく変化し、年齢を重ねるにつれて読書はなれが進んでいます。そこで、家庭において子どもたちが読書に親しむために、親子で読書をするなど、読書に対する興味や関心を高めていくことが大切となります。教育委員会、学校、家庭などで読書活動等の推進を中心に、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に教育委員会が一体的に取り組むことが必要です。

* 1 第1回目の「うさ教育・家庭・読書の日」(H25.11.17 実施) は、「学ぶ力を伸ばす読書」をテーマに斎藤孝先生を講師として講演を行った。

重点取組

(1) 教育委員会の活性化

- ・ 教育委員の視察・研修会の充実
- ・ 市長事務部局との連携強化
- ・ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価などへの取組

(2) 開かれた教育委員会

- ・ 教育行政方針の策定
- ・ ホームページの充実
- ・ 市教育委員会便りの発行

(3) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

- ・ 「うさ教育・家庭・読書の日」のイベント実施



教育委員による学校訪問



「うさ教育・家庭・読書の日」斎藤孝先生講演会

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 教育委員会の活性化			
教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	年 6 回	年 8 回
市長事務部局との連携強化	市長と教育委員との意見交換会 → H27 年度から総合教育会議	年 2 回	年 3 回
(2) 開かれた教育委員会			
教育行政方針の策定	教育委員会の方向性を明確化する	6 月発行	4 月発行
ホームページの充実	教育委員会会議録の掲載	実施（毎月）	継続実施（毎月）
市教委便りの発行	教育委員会の施策広報	年 4 回発行	年 4 回発行
(3) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進			
11 月第3日曜日「うさ教育・家庭・読書の日」の実施	11 月第3日曜日「うさ教育・家庭・読書の日」のイベント実施	斎藤孝先生の教育講演	継続実施



**重点施策
2**

幼児教育の充実



学校教育課

～施策の方針～

- 幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、質の高い幼児教育の総合的な提供を推進します。
- 幼稚園の多様な教育活動の充実を図るため、引き続き財政支援を行い、園児等の安全を確保するため、施設の整備に努めます。

現状と課題

● 幼児教育の質の向上

本市には、市立2園、私立3園の幼稚園が設置されており、これらの園では、各園の特性を活かした幼児教育の推進に取り組んでいます。

また、小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う幼児教育の重要な時期であることを踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育を総合的に提供するための条件整備が課題となっています。

● 幼児教育に係る教育費負担軽減、幼稚園施設の整備

依然として家計の教育費負担が重く、このことが少子化の要因となっているとの指摘もあり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減に向けた取組の充実が求められています。

市立幼稚園については、施設が老朽化し耐震性に問題があることから、施設の在り方を検討した上で、園児等の安全を確保するため、施設の整備を図る必要があります。



ALTとの交流



野菜づくり

重点取組

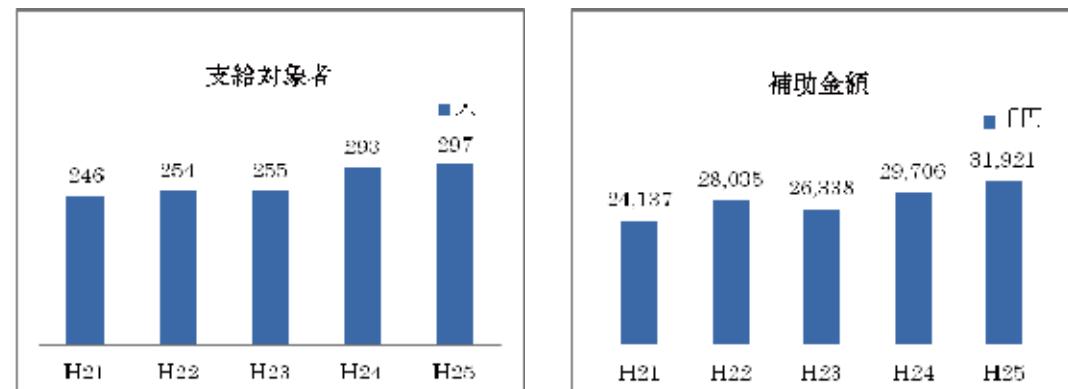
(1) 幼児教育の質の向上

- ・各幼稚園の独自性を尊重した教育課程の編成、実施、評価の継続
- ・幼稚園間の定期的な研修・情報交換の場の確保、職員の資質向上
- ・「認定こども園*1」へのニーズ、情勢等の検討
- ・特別支援教育支援員、ALT(外国語指導助手)の配置
- ・途切れない発達支援を行うための幼保小連携推進協議会等の実施

(2) 幼児教育に係る教育費負担軽減、幼稚園施設の整備

- ・保育料等経費の一部を補助する私立幼稚園就園奨励費*2の継続実施
- ・老朽化施設・設備の整備

宇佐市私立幼稚園就園奨励費



施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 幼児教育の質の向上			
宇高地区幼稚園教育協議会	協議会の開催	年 2 回	年 2 回
(2) 幼児教育に係る教育費負担軽減、幼稚園施設の整備			
私立幼稚園就園奨励費	補助金の支給対象者	297 人	300 人

* 1 幼稚園、保育所等のうち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県から認定された施設。

* 2 私立幼稚園に通う園児を持つ保護者に対して、所得の状況に応じた負担軽減を図るために保育料等経費の一部補助を行っている。



**重点施策
3**

安全・安心な学校づくり



管 理 課
学校教育課

～施策の方針～

- 文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ耐震化を推進します。
- 防災教育や避難訓練等の実施による安全の確保や児童生徒、教職員の健康診断等を行うことによる保健衛生の充実に努めます。

現状と課題

●耐震対策の早期完了

『第2次宇佐市立学校教育施設整備計画』*1に基づいて、耐震化を最優先に推進しております。しかしながら、平成26年4月1日現在において、耐震性のない建物が10校11棟残っています。学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所の役割も果たすため、できるだけ早い時期に耐震化を完了させる必要があります。

また、非構造部材（天井材、照明器具、窓ガラス、設備機器、家具等）は、多種多様であり、特に、天井材の落下防止対策（3校の体育館等）は未実施の状況にあります。児童生徒等の安全確保に万全を期す観点から、耐震化と並行して落下防止等の対策を講じる必要があります。

●学校安全の推進

学校管理下における事故等による児童生徒の負傷等の状況は、全国的には小学校では休憩時間中、中学校では課外活動などを中心に発生しており、本市においても同様の状況で、発生件数は近年450件前後で推移し、平成25年度は396件でした。また、交通事故や自然災害などに対する学校安全対策の取組も求められています。

学校では、生活安全・交通安全・災害安全を通じて、危険に際して自らの安全を守り抜くための主体的に行動する態度を育成するため、安全・防災教育の充実を図る必要があります。

また、学校安全計画及び危険等発生時対処要領を周知するとともに、学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実など安全管理体制の充実も求められています。

特に、通学路については、学校や教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関による交通安全確保に関する取組を推進する必要があります。

* 1 児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を確保するため、年度ごとの耐震化（改築・耐震補強等）の実施予定を定めた計画。



校区内危険個所マップ

●学校保健の充実

学校保健安全法に基づき、学校における児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図るために、児童生徒及び教職員の健康診断や健康相談等の保健衛生に関する取組を推進する必要があります。

また、近年、学校現場では様々なストレス要因が増大しており、精神疾患による病気休暇・休職を取得する教職員が増加しています。教職員のメンタルヘルス意識を高め、相談体制の充実や職場復帰への取組を充実させる必要があります。

重点取組

(1) 耐震対策の早期完了

- ・ 第2次宇佐市立学校教育施設整備計画に基づく耐震化の早期完了
- ・ 落下物や転倒物から子どもたちを守るため、非構造部材の耐震対策の推進
- ・ 学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化*2の推進
- ・ 遊具等の安全点検の実施

(2) 学校安全の推進と学校保健の充実

- ・ 宇佐市通学路交通安全プログラム*3の実施
- ・ 危険等発生時対処要領の周知と訓練の実施
- ・ 児童生徒が自ら危険を回避できる安全、防災教育の推進
- ・ 保護者、地域住民と連携したスクールガード体制の確立
- ・ 児童生徒及び教職員の心身の健康保持、増進を図るための学校保健計画の策定
- ・ 児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応
- ・ 児童生徒、教職員の健康診断の実施
- ・ 自動体外式除細動装置（AED）配備に伴う心肺蘇生法講習会の実施

* 2 高齢者や障がい者だけではなく、病気やケガをしている人など全ての人にとって、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

* 3 関係機関で連携体制を構築し、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保に関する取組の方針を策定したもの。



施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 耐震対策の早期完了			
非構造部材の耐震対策	天井等落下防止対策 転倒防止対策	検討	31 校中 31 校 31 校中 31 校
バリアフリー化の推進	スロープ設置	14 校設置	20 校以上設置
小学校遊具の整備・充実	複合遊具の設置 個別遊具の設置	31 校中 8 校設置済 31 校中 10 校設置済	31 校中 10 校設置 31 校中 31 校設置
(2) 学校安全の推進と学校保健の充実			
精密健診*4受診状況	受診率の維持	100%	100%

耐震化率*5の推移					
単位：%					
H23年4月1日	H24年4月1日	H25年4月1日	H26年4月1日	H27年4月1日 (予定)	H28年4月1日 (予定)
69.4	70.9	79.1	88.2	94.0	100



平成 25 年 8 月完成 和間小学校（改築）



平成 26 年 1 月完成 院内中部小学校（耐震補強）

* 4 定期健康診断の結果、要精密・要医療の判定を受けた者の医療機関での再健診。

* 5 耐震性のある (IS 値 0.7 以上か新耐震基準建物の合計) 建物が小中学校全棟数に占める割合。



学校施設・設備の充実

重点施策
4

～施策の方針～

- 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行う重要な施設であるため、快適で安全な生活空間の確保に努めます。
- 教育環境の質的向上を図るため、安全性の確保を最優先に考え、教育活動に支障をきたすことがないよう整備充実に努めます。

現状と課題

●小学校の規模の適正化

周辺地域において児童生徒数が減少する反面、中心部における児童生徒数の増大に伴い、学校規模の二極化が進んでおり、小学校の規模の適正化、通学区域の見直し等の検討が必要になっています。

●教育環境の質的な向上

教育設備の老朽化が進行する中、特にプール施設の不具合により水泳の授業に支障をきたしている状況があります。

教育環境の質的な向上を図るため、教育設備（プール、空調機器、トイレ等）の改修・整備に取り組むとともに、老朽化による不具合箇所の修繕にも迅速に対応することが求められています。

そのため、地域の実情に応じた、充実した教育活動を十分に展開できる安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた学校施設整備を実施する必要があります。

●太陽光発電導入の推進

学校施設に導入した太陽光発電（11基設置済）は、環境教育の教材として活用されるとともに、学校は地域にとって環境・エネルギー教育の発信拠点になることが期待されています。

その役割を果たすためにも、再生可能エネルギー*1 である太陽光発電を引き続き推進していく必要があります。

* 1 「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどが規定されている。



重点取組

- (1) 小学校の規模の適正化
 - ・公立学校適正規模検討委員会の開催
- (2) 学校施設・設備の充実
 - ・環境教育に活用できる太陽光発電設備の学校施設への導入推進
 - ・老朽化に伴う教育設備の改修・整備の実施
 - ・『第3次宇佐市立学校教育施設整備計画』*2の策定
 - ・足とアイデア事業*3（学校施設環境整備活動支援事業）の有効活用

重点施策
5

教育内容の充実



～施策の方針～

- 子どもたちに基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を身に付けさせるため、教育内容の充実を図ります。
- 子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導の充実を図ります。
- 健康で安全な生活を心がけるとともに運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる子どもを育みます。

現状と課題

太陽光発電設置状況

(単位：基)

設置年度	H14	H21	H24	H25
設置数	1	6	2	2

施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 小学校の規模の適正化			
公立学校適正規模検討委員会開催	公立学校適正規模検討委員会開催	未実施	年 1 回開催
(2) 学校施設・設備の充実			
環境教育の推進	太陽光発電設備の設置	31 校中 11 校設置済	31 校中 14 校設置
教育環境の質的向上	普通教室等への空調機器設置	31 校中 1 校設置済	31 校中 31 校設置
トイレの環境改善	学校要望を反映し、便器の洋式化	32%	50%以上

* 2 児童生徒が安心して学べる安全な学校施設を確保するため、プール、空調機器等の整備計画。

* 3 政策事業を戦略的に展開することを目的に各課から自由に政策提案することとした予算の「特別枠」のことを「足とアイデア芽出し枠」といい、スピードとアイデアで市民目線による諸政策の立案をするという市長のマニフェストからの略語。

●基礎的、基本的な知識、技能の定着と活用に課題

平成 26 年度の全国学力・学習状況調査*1 では、小学校 6 年生を対象に国語と算数を「知識」、「活用」の 2 領域に分けて実施していますが、その結果は、4 領域とも全国値を上回り、中学校 3 年生においては、国語と数学の「知識」、「活用」の 4 領域とも全国値を下回っている状況です。

小中学校ともに「活用」に重点を置いた授業改善を取り組んでいますが、高得点と低得点の学習集団に分かれる 2 極化傾向が見られます。

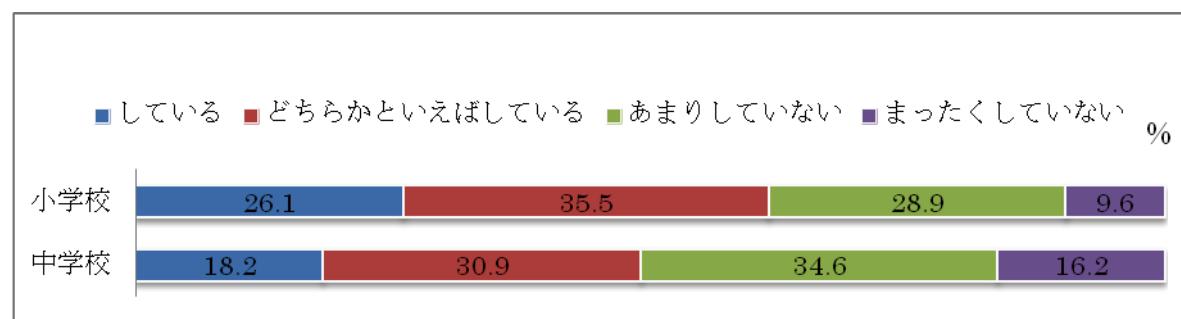
質問紙調査*2 では、自分で計画を立てて勉強をしているかという質問に対して、小学校 6 年生では 6 割以上が勉強をしている、どちらかといえばしているという結果で、中学校 3 年生では、その割合が 5 割程度となっています。

今後は、義務教育 9 年間を通して、一層の授業改善を図り、基礎的、基本的な知識、技能を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力などの能力や学習への意欲を高めていくことが求められます。また、学習習慣の定着に向けた取組を進めるとともに、4 領域すべてにおいて全国値を上回るよう確実な学力の定着を図る必要があります。

* 1、2 文部科学省が平成 19 年度から年に 1 回実施している学力調査試験。対象は小学 6 年生と中学 3 年生、教科は算数・数学と国語で、基礎知識を問う A 問題と知識の活用力を問う B 問題からなる。また、質問紙調査として、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸侧面等に関する調査も行う。



■家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。



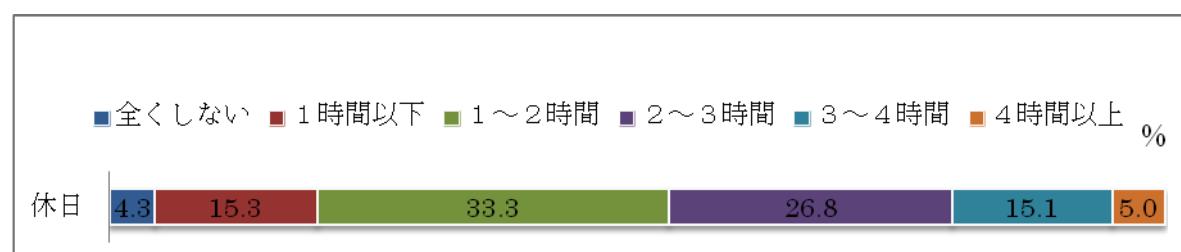
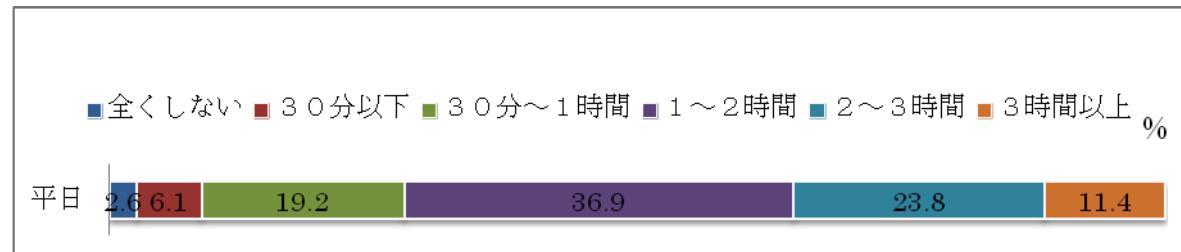
<出典>全国学力・学習状況調査（平成 26 年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）

■1日にどれくらいの時間、勉強をしますか。（塾の時間を含む）

小学校



中学校



<出典>全国学力・学習状況調査（平成 26 年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）

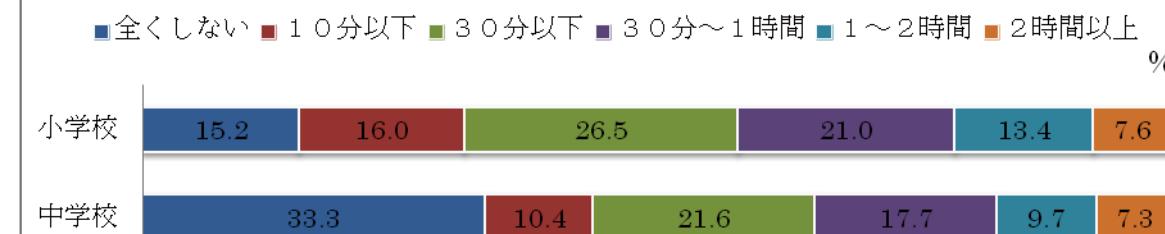
●言語力育成の必要性

近年、コミュニケーション能力の低下や読解力の育成が課題となっています。これらの課題を解決するためには、子どもたちの知的活動やコミュニケーション能力等の基盤である言語力を育成することが求められます。

教科などあらゆる場面を通じた言語活動の充実や読書活動の推進などにより、言語に関する豊かな環境を整え、言語力の向上に取り組む必要があります。

質問紙調査では、普段1日にどれくらいの時間読書をしているかという質問に対して、小学校6年生では全く読書をしないという割合が2割以下なのに対し、中学校3年生では、その割合が3割以上となっています。

■平日にどれくらいの時間、読書をしますか。



<出典>全国学力・学習状況調査（平成 26 年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）

●I C T の活用等による新たな学びの推進

社会の情報化が急速に進展し、学校においてもタブレット端末やデジタルコンテンツなどの I C T 環境が多様な学習のための重要な手段として活用されるようになっています。

このような中、子どもたちが情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けることの重要性がますます高まっています。

●いじめ、不登校について

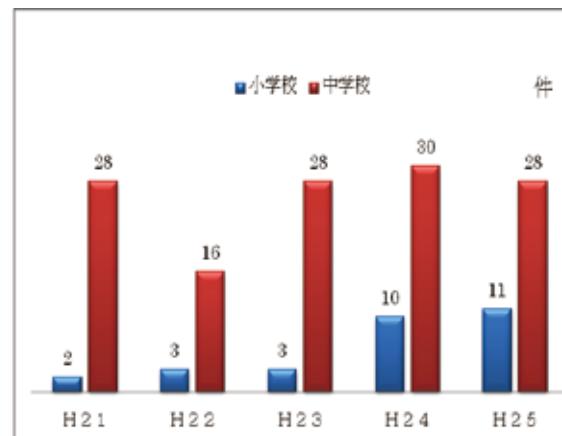
いじめの現状は、平成 25 年度は 39 件の報告を学校から受けていますが、その多くは「冷やかしやからかい、悪口を言われる。」ことで、解決や解決に向けた継続的な支援がされており、深刻な状態にあるものは報告されていません。

いじめは決して許されないことですが、現実的には「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを周知徹底し、宇佐市いじめ防止基本方針をもとに、いじめの実態把握のための取組を推進するとともに、未然防止に向けた道徳教育の充実や人権教育の推進、体験活動や生徒指導の充実を図る必要があります。

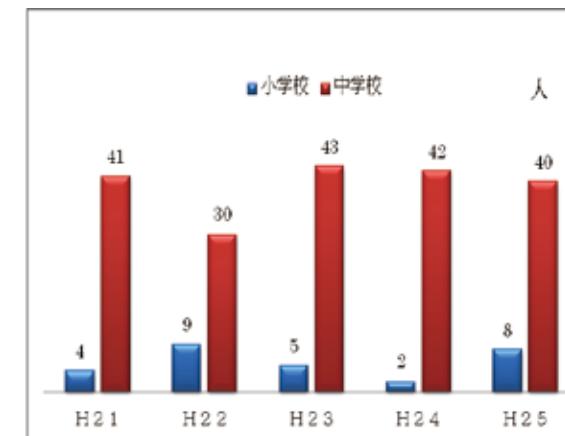
また、不登校の子どもやその保護者に対しては、適応指導教室^{*3}と学校をつなぐ取組の中で学校復帰の支援を継続する必要があります。平成 25 年度は、48 人中 13 人の子どもが復帰することができました。



■いじめ件数の推移



■不登校児童生徒数の推移



<出典>宇佐市教育委員会調べ

●体力及び運動能力の向上

平成 25 年度の全国体力・運動能力・運動習慣等調査^{*4}では、体力テストにおける全国平均以上である項目の割合（達成率）は、小学校で 65%、中学校で 20%となっており、中学生の体力・運動能力が低下しています。特に中学校女子の体力不足が目立っています。

小学校では、授業改善などにより子どもたちが楽しくチャレンジしながら体力づくりに取り組んでおり、業間時間^{*5}や休み時間を利用した学校独自の取組の成果も表れています。

中学校では、習い事やテレビ、ゲームに費やす時間が多く、日常からの運動量が不足しています。

また、小中学校ともに、体力の2極化傾向が顕著になっています。

体力は、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、子どもたちに体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことを経験させ、それらの経験を通した体力づくりを考えていく必要があります。

* 3 市内小・中学校の不登校の児童生徒の自立心を培い、学校復帰を目指す施設（せせらぎ教室）

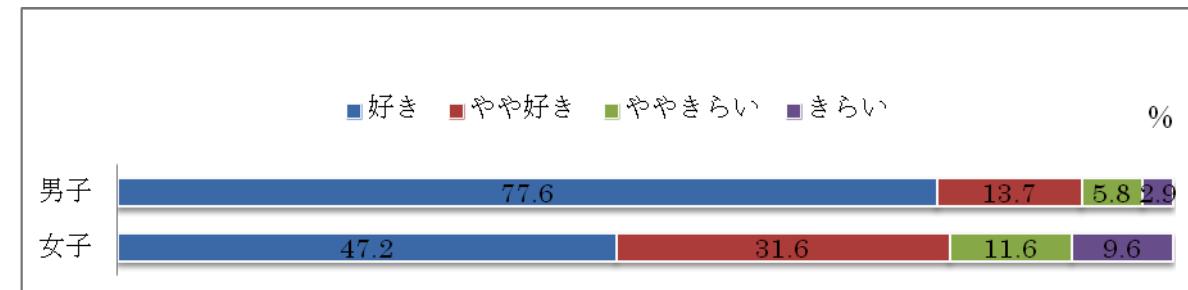
* 4 文部科学省が平成 21 年度から実施している体力調査。対象は小学5年生と中学2年生、実技に関する調査（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（往復持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ）を実施する。また、質問紙調査として、運動習慣、生活習慣等に関する調査も行う。

* 5 1・2時間目、3・4時間目、5・6時間目の授業と授業の間の準備時間をいう。

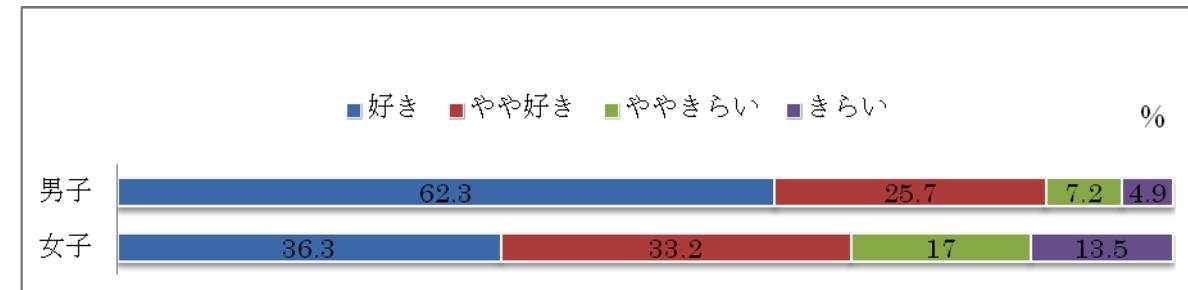


■運動やスポーツをすることは好きですか。

小学校



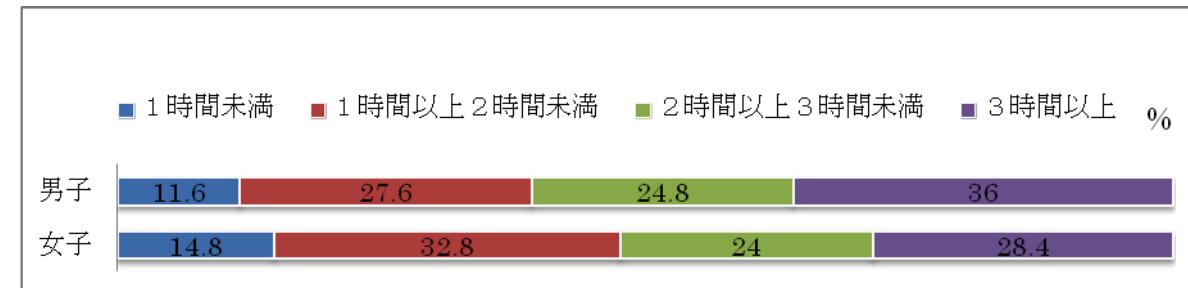
中学校



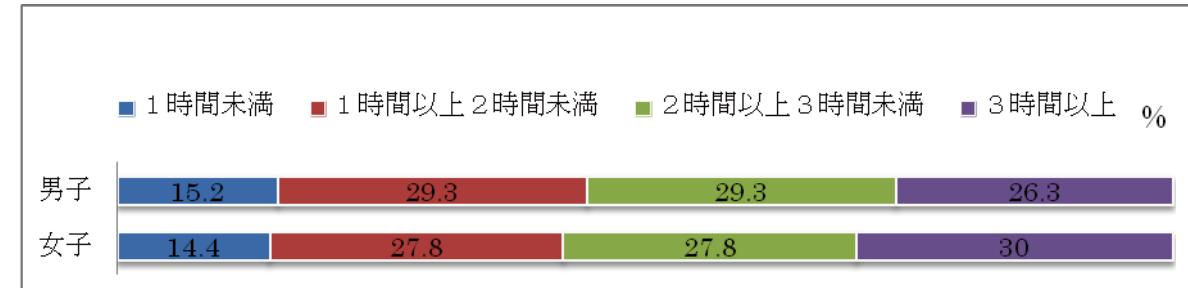
<出典>全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成 25 年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）

■1日にどれくらいテレビを見ますか。（テレビゲームを含む）

小学校



中学校



<出典>全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成 25 年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）



●健康で基本的な生活習慣の確立

子どもの心身のバランスのとれた成長を図るために、体力の向上とともに、健康で基本的な生活習慣を確立していくことが必要です。

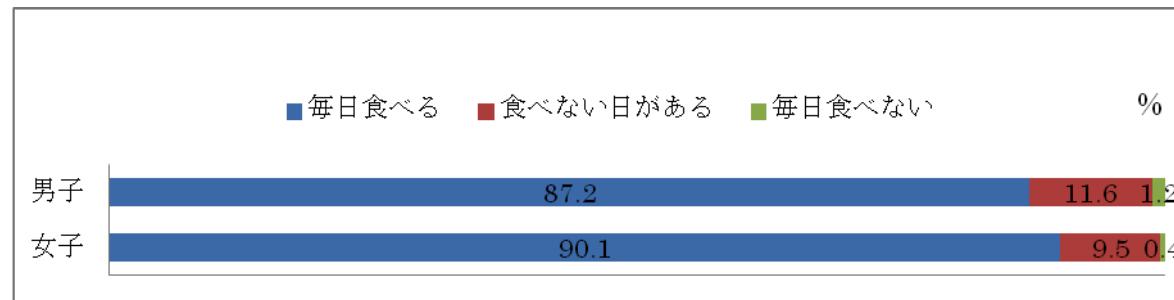
朝食を毎日食べる小学生は9割前後で、中学生になると8割程度と、食べない日がある・毎日食べない生徒の割合が多くなっています。

健康で基本的な生活習慣の確立に向けて、保健、食に関する指導の充実や家庭・地域と連携した生活改善の取組の充実が求められています。

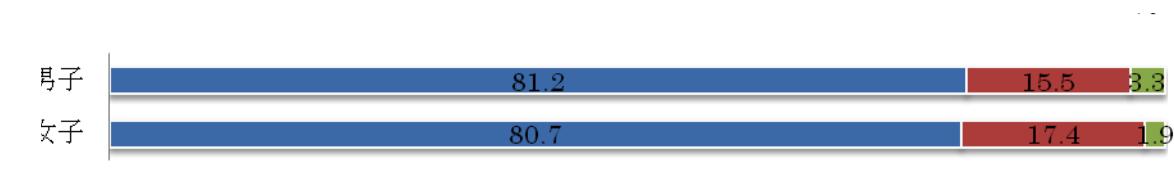
また、学校保健に係る教職員の資質・能力の向上及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図るとともに、体育・保健体育などの教科学習を中心とした学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育の充実が求められています。

■朝食は食べますか。

小学校



中学校



<出典>全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成25年度 質問紙調査 / 宇佐市データ）

重点取組

(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

- ・学習指導要領の着実な実施とフォローアップ
- ・児童生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造
- ・個に応じた指導の充実と学ぶ意欲の育成
- ・ふるさと教育、外国語活動・英語教育、キャリア教育の推進
- ・ICTの活用等による「情報活用能力」の育成
- ・土曜授業の実施

(2) 豊かな心の育成

- ・人権感覚を養い、各種研究団体と連携した指導と研修
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の定例化による問題行動の根絶、未然防止
- ・感性を磨き心に響く道徳教育、個性の伸長を図る特別活動の実施
- ・生徒指導体制、教育相談体制の整備、充実
- ・学校における体験活動、読書活動の充実
- ・家庭教育支援の充実

(3) 健やかな体の育成

- ・体力の向上を目指した「一校一実践^{*6}」の取組の充実
- ・体育専科教員の配置、外遊び等による体力・運動能力の向上
- ・栄養教諭等と連携した食に関する指導の推進
- ・「食育全体計画」「年間指導計画」の作成



小学校授業風景



学校図書館風景



体育授業風景



ICT活用授業風景

*6 体力向上に関して抱える課題を解決するために、全ての学校でそれぞれ特色ある取組を実践する。



施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現 状	指 標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実			
指導体制充実のための市費負担臨時講師の配置	複式授業改善臨時講師 多人数学級指導教員 習熟度別学習指導教員	12 人 未実施 5 人	実施
外国語活動・英語教育の推進	外国語指導助手（ALT） の派遣	4 人	実施
中学生の短期留学	国際感覚を身につけた人材育成	参加者 19 人	参加者 20 人
(2) 豊かな心の育成			
不登校児童生徒への学校復帰支援	指導員、臨床心理士の配置	指導員 2 人 臨床心理士 1 人	実施
総合的な学習活動、体験活動の推進	外部講師による学習、職場体験活動	実施	実施
(3) 健やかな体の育成			
一校一実践運動	体力向上の取組	31 校中 31 校	31 校中 31 校
体力・運動能力の向上	体力テストの全国平均以上の項目の割合	小学校 65% 中学校 20%	小学校 70% 中学校 50%

ひとこと

「特色ある体力向上一校一実践運動」の取組

近年子どもの体力低下が大きな課題となっています。市内の児童生徒も平成 25 年度の体力・運動能力等調査によれば、習い事やテレビ、ゲームに費やす時間が多く、日常からの運動量が不足している状況にあるようです。特に、全国値と差の大きかった項目（走・投）の向上にむけ、市内の児童生徒全員に縄跳びを一人一本ずつ無償配布し、休み時間や放課後、授業間の時間を利用した縄跳びプロジェクトを展開しています。さらには、児童生徒が楽しく、日常的にチャレンジしながら取り組めるような一輪車コースの整備やサーキットトレーニング、自作教材を開発し、意欲的に取り組める体育科授業の改善など学校ごとに「特色ある体力向上一校一実践運動」に取り組んでいます。



ジャンプタッチ

ジャンプ台を使って
縄跳びの練習重点施策
6

学習環境の整備・充実



～施策の方針～

- 良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、信頼される教職員の育成や学習環境の計画的な整備の推進を図ります。
- 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援を行います。

現状と課題

● 学習環境の整備

学習指導要領の着実な実施を図り、確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）のバランスのとれた良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けた ICT 教育環境の整備や「学校図書館図書整備 5か年計画」*1 等に基づく学校図書館の整備・充実が求められています。

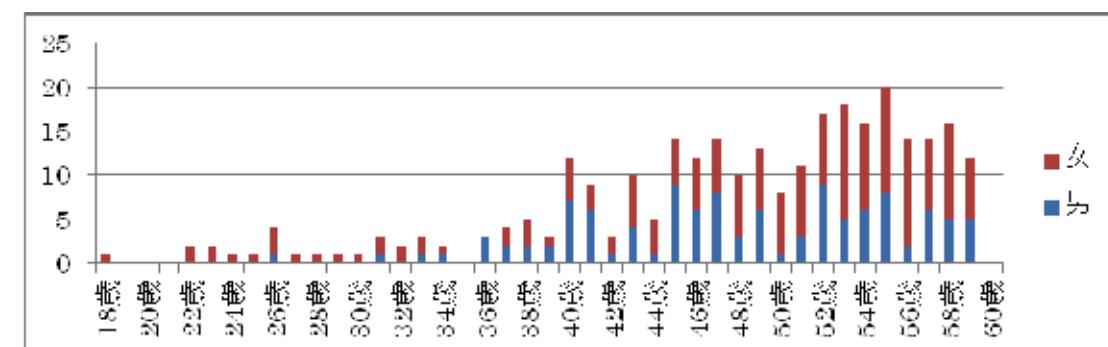
● 信頼される教職員の育成

子どもの成長や発達に大きな影響を与える教職員には、教育者としての使命感や子どもへの教育的愛情はもとより、高い専門性と実践的指導力を兼ね備えた「教師力」*2 が求められています。

また、社会の変化や保護者が望んでいることなどを把握し、的確に対応していくことが必要となります。

今後、教職員の大量退職に伴う大量採用により、経験の浅い教職員の割合が高まることがから、経験の浅い教職員の実践的指導力の育成が課題となります。

小学校教員の年齢構成



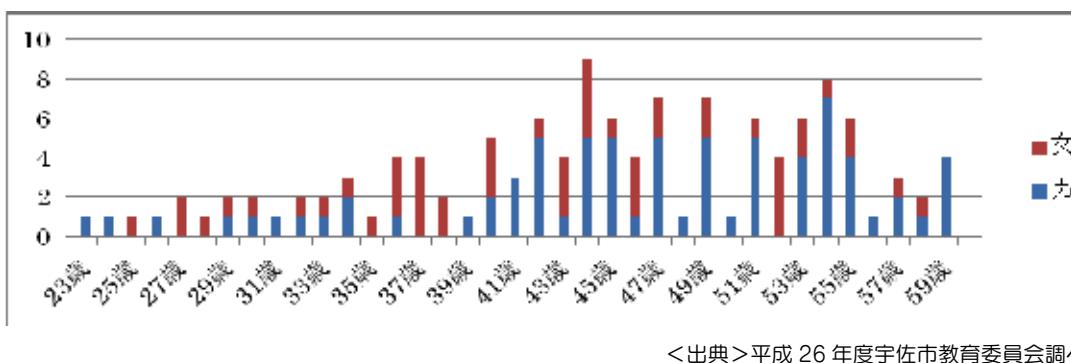
<出典>平成 26 年度宇佐市教育委員会調べ

*1 文部科学省が平成 24 年度からの 5 年間で、図書標準の達成、学校図書館への新聞配備、学校図書館担当職員の配置など学校図書館の充実を図るための整備計画。

*2 教職員としての高い専門性や実践的指導力、幅広い社会性や柔軟な発想、対人関係のスキルなどを総じて教師力という。



中学校教員の年齢構成



●経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成 24 年度の子どもの貧困率^{*3}は 16.3%で増加傾向にあります。本市の就学援助費支給対象児童生徒数は、平成 25 年度小学校 17%、中学校 18%となっています。教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により就学等が困難な児童生徒を対象に様々な支援が求められています。また、地理的条件が不利な子どもたちの安全確保と保護者の負担軽減を図るため、スクールバスや遠距離通学費補助の継続が求められています。

重点取組

(1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

- ・教材等の整備
- ・ICT 教育環境の充実
- ・学校図書館の充実

(2) 信頼される教職員の育成

- ・教務主任研修会、生徒指導主任研修会、授業力向上研修会の開催
- ・教科指導能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力の向上のための研修参加
- ・各教科部会での研究成果の活用
- ・互見授業^{*4}や校長等の授業観察及び指導

(3) 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

- ・就学援助費^{*5}の支給
- ・スクールバスや遠距離通学費補助の継続実施

*3 子ども（17 歳以下の者）全体に占める等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が中央値の半分の額に満たない子どもの割合。

*4 教職員の授業力を高めるため、教職員がお互いの授業を参観しあい授業の研究を行う。

*5 「市民税が非課税又は減免を受けている世帯」「児童扶養手当の支給を受けている世帯」「要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯」など経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う。



施策とその指標

具体的な施策	指標の説明	現状	目標
		平成 25 年度	平成 31 年度
(1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備			
学校教材の整備	学校教材の購入	29,254 千円	31,000 千円
学校図書館の整備	学校図書館司書の配置	7 人	15 人
ICT 教育環境の充実	教育ネットワークの再構築	未実施	実施
(2) 信頼される教職員の育成			
研修機会の充実	各種研修会への参加	実施	継続
(3) 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援			
就学援助費	援助費の支給	小学校 17% 中学校 18%	小中学校 19%
遠距離通学児童生徒の送迎	タクシー、路線バス、市所有バスを利用した送迎	対象者 95 人	対象者 100 人
遠距離通学費の補助	路線バス定期代等の補助	対象者 32 人	対象者 40 人

